# 令和８年度第１回　湖西市子ども・子育て会議　会議録

（日時：令和８年 10 月６日　14：00 から、場所：湖西市健康福祉センター　研修室）

**（こども政策課長　野口）**

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から、令和８年度第１回湖西市子ども・子育て会議を開会します。

本日、進行役を務めます、こども政策課長の野口と申します。

よろしくお願いします。

会議の開催にあたりまして、こども未来部長の木和田からご挨拶申し上げます。

**（こども未来部長　木和田）**

改めまして、こんにちは。こども未来部長の木和田と申します。

本日は、令和８年度第１回の「子ども・子育て会議」の開催にあたり、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今年度は改選の年ということで、新たなメンバーとなり、令和 10 年度末までの任期となります。

よろしくお願いいたします。

本日の会議は、次第にもございますように、「子ども・子育て支援事業計画の令和７年度実績」の確認及び承認についてほかのご説明をさせていただきます。委員の皆様には、内容を確認いただき、忌憚のないご意見、ご発言いただきたいと思います。

また、本日は常葉大学の大学院生のお二人にも見学いただいております。後ほどご意見や感想をいただければと思います。

それでは、本日はよろしくお願いします。

**（こども政策課長　野口）**

ありがとうございました。

では次第に沿って進めさせていただきます。

次第２

委員の委嘱についてであります。

今回、令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの３年間を任期として、名簿のとおりの委員改選となります。

交付させていただいた委嘱状のご確認をお願いいたします。

なお、本日は、湖西地区労働者福祉協議会の畳谷（ﾀﾀﾐﾔ）様はご都合により欠席されておりますが、美和（ﾐﾜ）様が代理出席されておりますことをご報告いたします。

それでは、名簿の順に自己紹介をお願いします。

＜委員自己紹介＞

**（こども政策課長　野口）**
ありがとうございました。
それでは、本日使用する資料の確認をさせていただきます。
〇A4 縦の「次第」が 1 枚。裏面が委員と職員の名簿になっています。
〇資料 1-1（A4 縦）
「教育・保育の量の見込と提供体制の確保」が 1 枚。
〇資料 1-2（A4 縦）
「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度)」が 1 枚。
〇同じく、こども誰でも通園制度の A4 横の資料が 1-2 の補足資料として 1 部。
〇資料 2（A3 縦）
「地域子ども・子育て支援事業の量の見込と提供体制の確保」が 1 枚。
〇資料 3（A3 横）
「こども計画 令和 7 年度新規施策の取組一覧」が 1 枚。
〇資料 4 （A4 縦）
「湖西市子ども・子育て会議運営要領の一部改正」の資料が 1 部。
〇保育園の閉園の報告資料が 1 枚。
配付資料は以上ですが不足、乱丁・落丁等ありましたらお知らせください。
よろしいでしょうか。
それでは会議を進めさせていただきます。

**（こども政策課長　野口）**
次第 3
正・副会長の選任を行います。
今回の任期における委員の改選に伴い、新たに会長及び副会長の選任が必要となっております。
湖西市子ども・子育て会議条例第 4 条第 2 項に、会長及び副会長は委員の互選によると定められております。
会長 1 名、副会長 1 名を互選により選出することになっておりますが、推薦、もしくは立候補される方はございますか。

＜推薦、立候補なし＞

なければ事務局から提案させていただくことはいかがでしょうか。

＜異議なし＞

それでは、事務局から提案させていただきます。
会長に、湖西市子ども・子育て会議の委員を長らく努めていただいており、他の自治体での委員のご経験もある、常葉大学教授の柴田俊一（シバタ シュンイチ）様。副会長に、湖西市内の保育園、こども園等で構成される湖西保育士会の代表の、微笑こども園の河田宗康（カワダ　ムネヤ

ス）様を推薦させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

＜異議なし＞

ありがとうございます。異議なしということで、提案のとおりとさせていただきます。
このあと、会長が議事進行することになりますので、会長に選任されました柴田委員は、会長席への移動をお願いします。

＜会長　柴田委員　席移動＞

**（こども政策課長　野口）**
本日の会議は､｢湖西市子ども･子育て会議運営要領｣に基づき公開とさせていただいております。
本日、傍聴される方々におかれましては、受付でご確認いただきました会議運営要領に基づく注意事項を守って傍聴いただきますよう、ご協力をお願いします。
また、本日は、常葉大学から学生さん 2 名が見学にみえております。
「こども基本法」では､『こども施策を策定・実施・評価するにあたり、こどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させ、必要な措置を講ずる』とされております。本年度の会議においては試行的な位置付けではありますが、これから子育て世代に向かっていく学生年代の若者に施策の策定過程などを体験していただきながら、学生年代ならではの意見をいただきたいと考えております。議事の進行の中で会長にお任せして随時意見を求めていただければと思います。
なお、議事録を作成して公開しますことから、議事の内容を録音させていただきますのでご了承ください。
ここから議事に入りますので、進行を柴田会長にお任せいたします。

**（会長　柴田委員）**
議事の進行を務めさせていただきます柴田です。
先ほど事務局からありましたとおり、学生年代ならではの意見を聴きたいとの事務局からの要望にお応えして調整し、学生が委員と同じ資料により会議の進行を体験してもらうことにいたしました。せっかくの機会ですので、単に会議の内容を聴くだけで終わるのではなく、私の方から必要に応じて学生の発言を求めていきたいと思いますので、委員並びに傍聴の方々にはご理解とご協力をお願いいたします。
また、資料は事前に送付されておりますことから、一通り目を通していただいてあるという前提で進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
では、議事に入ります。

最初に、本日の会議の成立について報告します。
委嘱されました委員 7 名全員（内代理出席 1 名）のご出席をいただき、過半数の出席がありますので、子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項により本会議が成立していることを報告させていただきます。

**（会長　柴田委員）**

議題（1）

「子ども・子育て支援事業計画の令和 7 年度実績の確認及び承認について」であります。

資料は、1-1 及び 1-2 です。

まず、「教育・保育の量の見込及び提供体制の確保」について、令和 7 年度の実績を確認します。

所管している保育幼稚園課から説明をお願いします。

説明しようとする資料の箇所を示しながら説明をお願いします。

また、関連がありますので、令和 8 年度から新たに設けられた「乳児等通園支援事業（誰でも通園制度)」についても併せて説明願います。

計画書は国の書式が決まっていまして、それに基づいて実績量の見込み、推計値と出す方式も決まっております。それに基づいて令和 7 年の実績についてそのとおり進んでいるかどうかを確認することになっておりますので、数字がたくさん並んでいてやや分かりづらいかもしれませんけれどもよろしくお願いします。

ではご説明をお願いいたします。

**（保育幼稚園課長　水野）**

資料 1-1 をご覧ください。

「教育・保育の量の見込みと提供体制の確保」について、令和 7 年度の実績をご説明いたします。

はじめに、表の見方について簡単にご説明いたします。

表は、上から 1 号、2 号、3 号の認定区分ごとに整理しております。

1 号認定は、3 歳以上で幼稚園や認定こども園の幼稚園部を利用するこども、

2 号認定は、3 歳以上で保育所や認定こども園の保育部を利用するこども、

3 号認定は、3 歳未満で保育所や認定こども園の保育部、小規模保育事業などを利用するこどもとなります。

次に、表中の項目についてご説明いたします。

一番左の最上段「区分」とある列ですが、「①量の見込」は、教育・保育施設の利用を希望するこどもの人数、その下「②確保方策に基づく量」は、教育・保育施設で受入れが可能な人数を示しており、1 号・2 号・3 号の区分ごと、3 号は年齢ごとに表示しています。

次に「区分」の列の右側、「計画値 A」とありますのは、こども計画に掲載している見込み量、「確保量 B」は実際に入所を希望した人数と、実際に園が受け入れると設定した定員数です。

「③過不足」は、②の確保量から①の利用希望者数を差し引いたもので、マイナスの場合は、利用希望に対して確保量が不足していることを示しております。

それでは、令和 7 年度の実績についてご説明いたします。

まず、1 号認定は必要な受入れ人数は確保できております。確保量に余裕はありますが、計画値と若干乖離があることから、自己評価は「B」としております。

次に、2 号認定は見込みを若干上回る入園希望がありました。31 人分の定員が確保できなかったことになりますが、計画上の見込みとは若干の誤差であることから、自己評価は「B」としております。

続いて、3 号認定について、年齢ごとにご説明いたします。
0 歳児は、計画上の見込み量を 24 人上回る入園希望がありました。出生数は減少しているものの、0 歳児の保育需要は依然として高い状況にあり、不足すると見込んでいた確保量以上の不足が生じたことから、自己評価は「C」としております。
1 歳児は、計画上の見込み量を 32 人上回る入園希望がありました。利用希望が計画値を大きく上回っており、自己評価は「D」としております。
2 歳児は、計画上の見込み量よりも実際の入園希望者数が 13 人下回りました。必要な確保量には至っておりませんが、計画値に比較的近い数値であったことから、自己評価は「B」としております。
このように、こどもの人口や出生数が減少する一方で、特に 0 歳児、1 歳児では利用希望が計画値を上回っており、低年齢児の保育需要は依然として高い状況にあります。
今後の確保方策の進め方につきましては、資料右側に記載しております。昨年度入所待ち児童対策として、弾力運用の解消に伴う市補助金制度の創設をご提案させていただいたところでございますが、予想を上回る少子化や、保育需要の傾向から、対策案の再検討をさせていただいています。また定員を増やすために必要な保育士の確保についても対策を検討中でございます。民間施設とも協議を進めながら年度内には施策の方向性をお示しできるよう準備を進めております。
今後も、こどもの人口の推移に加え、年齢ごとの保育需要の動向を把握・分析しながら、必要な教育・保育の提供体制の確保に努めてまいります。
続いて、こども誰でも通園制度についてです。
資料 1-2 をご覧ください。「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」についてご説明します。
こども誰でも通園制度は通称ですが、こちらの名前で通常はご存じだと思います。令和 8 年 4 月から、すべての市町村で利用できる制度としてスタートしています。制度の目的は「全ての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する」としています。こどもの育ちを第一目的としている、こどものための制度です。
令和 8 年度開始の事業ですので、令和 7 年度の実績はありません。
確保方策は、国が示す公式に基づいて量の見込みを算出しており、市内の保育施設の実施意向調査の結果から確保量を見込んでいます。
事業内容については、資料 1-2 の補足資料をご覧ください。2 ページをご覧ください。
保育所等に通所していない 0 歳 6 か月から満 3 歳までの未就園児を対象に、保育所等において、適切な遊びや生活の場の提供し、保護者への子育てに関する助言や情報提供等を行うものです。
本市では独自の取組として、満 3 歳を迎えた後も、その年度の 3 月 31 日まで利用できることとしています。
利用に当たっては、事前に利用施設との面談を行い、保護者の就労要件を問わず、月 10 時間まで、1 時間当たり 300 円で利用することができます。
3 ページをご覧ください。
実施施設につきましては、専用に定員を設ける「一般型」の施設が 2 施設、こども園等として設定している定員の空いている枠内で利用を受け入れる「余裕活用型」の施設が 3 施設となってい

ます。
4 月から 7 月までの利用実績につきましては、新居子育て支援センター、新所子育て支援センターで 1 歳児及び 2 歳児を中心に利用があり、0 歳児についても 5 月以降、利用が始まっております。7 月は延べ 45 人、103 時間の利用がありました。
今後は、利用児童の登録及び利用の促進を図るとともに、特に 0 歳児の受入れが可能な事業所の拡充を進め、計画に定める確保量の達成に向けて取り組んでまいります。説明は以上です。

**（会長　柴田委員）**
はいありがとうございました。
ここまでで事前の質問のご提出はなかったみたいですけど、今、お聞きになっていただいて、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか、

**（会長　柴田委員）**
すみません資料 1-1 ですけど、公式通りに説明していただいたんですけど、これ単純に言って、待機児童はいないと考えていいんでしょうか。

**（保育幼稚園課長　水野）**
お答えします。
4 月 1 日現在の待機児童はおりません。

**（会長　柴田委員）**
はい。
ありがとうございました。
それから、こども誰でも通園制度は全国一斉に始まっているわけですけれども、どういうお母さんお父さんが利用していらっしゃるという感触でしょうか。
どんな人が来るのか、あたりから少し感触がもしあるのであれば教えてください。

**（保育幼稚園課長　水野）**
実際の利用状況につきましては、子育て支援センターの方にお任せしたいと思います。

**（こども未来課長　野原）**
こども未来課からお答えします。
こども未来課の方で、新所の子育て支援センターと新居の子育て支援センターで現在こども誰でも通園制度を始めておりますが、入園をしていない方ということが対象になっておりますので、少し子育てをしながら他の子と触れてみたいとか、家でお母さんとしか過ごしていなかった方がちょっと違うところに出てみたい。あとは、子どもをよそに預けたことがないから預けたらどうなるか見てみたいとか、そういった事情で預ける方がいらっしゃるんですけど、一回預けてみるとすごく安心したり、違う人とニコニコしてお母さんをお迎えしたりする姿を見て、参加してみ

てよかったというような声をいただいております。以上です。

**（会長　柴田委員）**
はい、ありがとうございました。
広く言えば昔からあるにもある、いろんなところでやっている託児制度の効率的な制度の整ったものと考えればいいのかな、というふうに、思ってお聞きしました。
ありがとうございました他には。どうぞ。

**（河田委員）**
今回、「だれ通」については、前ある制度を変えて「だれ通」に切り替えたかと思うんですけれども、非常に利用者は増えたんでしょうか、減ったんでしょうか。

**（こども未来課長　野原）**
お答えします。
以前、こども未来課の方で実施していました預かり（のびのび預かり保育）ですね。
預かり制度の方は、お母さんたちの都合で預けるお母さんたちが何か事情があったりとかして預けるということでしたので、その時よりは今回の方が子どもの保育をするという目的でいらっしゃっている方が多いものですから、やっぱり（以前の）預かり保育のときよりかは出だしがすごく少なかったかなと思います。
4 月の時点ではまだ制度も変わったばかりでしたので、利用率としては 11%ぐらいだったんですけれども、9 月には「にこりん」（新所子育て支援センター）と「のびりん」（新居子育て支援センター）と合わせて 46%の利用がありましたので、だんだんと周知が広がって利用される方は増えているかなと感じています。以上です。よろしいでしょうか。

**（会長　柴田委員）**
はいありがとうございました。
他、いかがでしょうか、よろしいですか。ではまた、後で何か思い出したらお願します。
では、次に進みます。
「地域子ども・子育て支援事業の量の見込と提供体制の確保」についてです。資料 2 です。
こちらは事業ごとに所管が異なりますので、資料の順番にそれぞれの所管課が説明願います。
説明はポイントをわかりやすく簡潔にお願いします。
質疑はすべての事業の説明後にまとめて行います。
それでは、教育総務課から順に説明をお願いします。

**（教育総務課長　石田）**
教育総務課です。
令和 7 年度放課後児童健全育成事業の実績について、ご説明いたします。
本事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などの児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供するもので、市内 10 の団体、16 単位で実施をしています。

令和 7 年度の実績は 672 人の利用登録者がありました。
利用実績左の欄、「確保方策」中段にあります令和 7 年度から長期休暇中のクラブ開設については募集を行いましたが、少数の申し込みであったため開設するに至りませんでした。以上です。

**（保育幼稚園課長　水野）**
保育幼稚園課です。放課後児童健全育成事業の下段をご覧ください。
延長保育事業
延長保育は、在籍する保育所・こども園で通常の利用日や利用時間を超えて保育を受けられるものです。令和 7 年度は、計画値よりも 6 人多い 290 人の利用がありました。
一時預かり事業（幼稚園型）
幼稚園型一時預かりは、在籍する幼稚園・こども園において教育時間終了後に実施する一時預かりです。令和 7 年度鷲津幼稚園、岡崎幼稚園、新居幼稚園、しらゆりこども園の全 4 園で実施しました。通常の教育時間終了後以外にも、利用者のニーズを受け公立園全園で夏休み等の長期休園日における一時預かりを実施しています。
令和 7 年度は 1 号認定で計画値よりも 215 人多い 6,948 人、2 号認定では計画値よりも 291 人多い 491 人の利用がありました。なお、計画値と利用数の差はマイナス表示になっていますが、希望のあった全員が利用できています。
一時預かり事業（幼稚園型を除く）
一時預かり事業の「幼稚園型を除く」は、家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、こども園等で一時的に預かる事業です。
計画値よりも 1,038 人少ない 916 人の利用がありました。詳細な調査はしておりませんが、利用希望のある日に受入れができないことなども想定されます。一方で、見込数を実績が下回る園もございます。利用数が少ないことと、ニーズが少ないことは一致するわけではありませんので、実態をよく把握し、事業を進めてまいります。
病児保育事業
病児保育事業は、現在のところ事業化には至っていない状況であり、利用数はありません。令和 10 年度に新規開設を見込んで計画値としています。今年度湖西市としてあるべき事業規模や実施体制を検討し、事業実施に向けて調整を進めてまいります。
実費徴収に係る補足給付を行う事業
「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、保護者に対する「副食材料費に要する費用の補助」、「教育・保育に関する日用品・文房具等に要する費用の補助」を行いました。利用数は計画値と同数の 3 人でした。

**（こども未来課長　野原）**
引き続きこども未来課より、資料の上から 6 つめの項目から順にご説明させていただきます。
まず、ファミリー・サポート・センター事業でございます。
ファミサポ事業は、依頼会員という「育児に困っている人」と、提供会員という「育児の手助けをしてくれる人」との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するものになります。

未就学児及び就学児どちらも計画値より利用数が減少しているのは、依頼件数自体が減少していることによるものです。
減少している要因としては、低年齢から保育園へ入園する方が増えていることや、他の預かりサービスを利用していることが考えられます。
課題としましては、依頼を受ける提供会員が退会により令和 8 年から大幅に減少し、十分なサービス提供が難しくなってきていることでございます。今後は、ファミリー・サポート・センター事業を継続的に実施していくために、実施体制について検討してまいります。
次にショートステイ事業についてです。
この事業は、児童の養育が一時的に困難となった場合などに、宿泊を伴う養育を行うものです。本市では市内に実施可能な施設を持たないため、令和 5 年度より市外の 4 施設と委託契約をしており、施設側に空き枠があった場合の利用となっております。令和 7 年度は複数件の相談はあったものの、利用に結び付かず、件数は 0 件となっています。
この事業は、様々な事情で緊急に利用したい事態となった時に、預け先としての受け皿の確保が必要であり、現在委託している市外の施設のほかに、近隣の里親への委託も検討をしております。
次に地域子育て支援拠点事業についてです。
この事業は、身近な場所での親子交流や各種講座の開催、育児相談などを行うもので、現在市内 3 か所で展開しております。
令和 7 年度の来館者数は、計画値 19,221 人に対し、実績値は 31,851 人と大幅に増加いたしました。これは、新居子育て支援センターの利用者数が減少することなく、お住いの近くやニーズに合った特色の支援センターを柔軟に選んで利用されており、支援センターそのものを利用する方が増えたためと考えております。
運営にあたっては、3 か月ごとに「子育て支援センター連絡会」を開催し、情報交換や講座日程の調節を行うなど、相互に補完し合える体制を整えております。
引き続き、子育て支援センターを気軽に利用していただけるよう広報に努めてまいります。
次に利用者支援事業についてです。
この事業は子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、ご家庭ごとのニーズを把握したうえで、必要な施設や事業等を紹介したりつないだりして円滑に利用できるよう支援していくものです。
基本型として新居子育て支援センターで実施してまいりましたが、令和 7 年度からこども家庭センター型も実施しております。
これにより、支援が必要な家庭を早い段階で把握し、より専門的かつ包括的な支援体制を構築しております。
引き続き、保護者の皆様が安心して必要な支援を受けられるよう、相談、情報提供体制の充実を図ってまいります。
次に乳児家庭全戸訪問事業についてです。
　この事業は、出生した児に対して保健師及び助産師が全戸訪問を実施しています。計画値は、実際の出生数が人口推計とずれることにより多少差がありますが、令和 7 年度も 100%実施できております。
次に養育支援訪問事業についてです。
　この事業は、養育面に関して特に支援が必要な家庭に対して、助産師や保健師などの支援員が

定期的に訪問し、養育面や育児不安軽減のための支援を行うものです。令和 7 年度につきましては、本事業ではなく、主にこども家庭センターの地区担当保健師や児童福祉の相談員が支援を行いましたので、利用数は 0 となっております。
次に妊婦健診についてです。
妊婦健診は、妊娠届出をされた方に、妊娠期間中 16 回の健診費用の助成を行っています。計画値は人口推計に合わせて算出されたものであり、実際に妊娠届出をした数を利用数と表記しておりますので 33 人上回っておりますが、必要な方にはすべて健診を実施できております。
次に妊婦等包括相談支援事業についてです。
　この事業は、妊産婦に寄り添いながら必要な支援や情報提供等を行うため、妊娠中と産後に面談を実施しています。
1 回目は母子手帳交付時に全員に対して実施します。2 回目は妊娠中期に訪問し面談を行います。こちらは、第 1 子妊娠の方と、第 2 子以降の妊娠で希望する方が対象です。3 回目は乳児家庭全戸訪問事業にて全員に対して面談を行います。
面談の利用数が計画値より少ないですが、人口推計の出生数が影響しており、実際には必要な対象者に対し面談を実施することができています。
次に産後ケア事業についてです。
この事業は、産後の母の身体的、精神的な回復のために、産科医療機関等で助産師等による支援を、宿泊や日帰りのデイサービス、訪問で受けられる事業です。
事業が周知されてくるにつれ、利用者も年々増えてきており、令和 7 年度は、計画値 43 に対して利用数は 99 でした。
利用の希望に応じて利用できており、本事業利用後には、こども家庭センターの保健師が継続して支援を行っています。
最後に子育て世帯訪問支援事業についてです。
この事業は、家事や子育てに関して不安を抱える家庭に、訪問支援員としてヘルパーを派遣することにより、養育環境を整えることを目的としているものです。
支援が必要と思われる家庭に対して、こども家庭センターでサポートプランを作成することを原則としており、令和 7 年度は 1 世帯に対して支援を行いました。
こども未来課からは以上でございます。

**（会長　柴田委員）**
はい、ここまででよろしいですかね。
では、この部分について「地域子どもを子育て支援事業による見込みと提供体制」の関係についてご説明がありました。事前の質問はございませんでしたので、今のご説明を聞いて質問、ご意見がある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。
すみません。私がいつもしゃべっていて申し訳ないですけれども、表の中ほどのショートステイ事業ですが、件数が少なくて実施に至らなかったということでしたけれども、一応申し込みがあったけれど利用に至らなかったのは何かご理由があったのでしょうか。

**（こども未来課長　野原）**
お答えします。
令和 7 年度がゼロ件であったのは、相談はあったけれども、年齢とか事情によって受入れ先との調整がつかなかったりということで、そのときは利用に至らなかったんですけれども、令和 6 年度の方は数件、利用もありました以上です。

**（会長　柴田委員）**
すみません。利用者の方は、どういう理由で使いたいというふうにおっしゃっているのですか。

**（こども未来課長　野原）**
利用案内をしたけれども、利用にならなかったケースは、一つはその後に利用する前に親族間で調整がついたので利用しなくてもよくなりましたというケースと、あと一定の年齢以上の児童だったので、施設側の要望で事前の見学の案内はしましたけれども、結果的には利用をしなかった方に利用を希望しなかったということで、利用にならなかったかなと思います。

**（会長　柴田委員）**
すみません。そこは分かりますけど、そもそも何で利用したかったのか。

**（こども未来課長　野原）**
利用したかったのは保護者の育児疲れというところでの利用希望となりました。

**（会長　柴田委員）**
はい、ありがとうございます。
ギリギリのところでやってらっしゃる保護者の方ですと、ちょっと人が付かないと、場合によっては虐待になっちゃうみたいな時がありますので、事業としては何か残していただきたいな、というふうに思いました。
他にはいかがでしょうかよろしいですか。

以上で、議題（1）「子ども・子育て支援事業計画の令和 7 年度実績」について、「教育・保育の量の見込及び提供体制の確保」及び 「地域子ども・子育て支援事業の量の見込と提供体制の確保」に関する説明及び質疑は終了しましたので承認の採決に入ります。
市から説明があったとおり、令和 7 年度における実績等について、承認する方は挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

挙手過半数と認めます。よって、議題（1）「子ども・子育て支援事業計画の令和 7 年度実績」については承認されました。

**（会長　柴田委員）**

「施策（取組項目）の展開について」の確認に移ります。資料 3 です。

令和 7 年度からの新規取組とされた項目の状況について、A～E までの自己評価がそれぞれの所管課でされておりますが、この資料全般についてこども政策課から説明をしていただきます。

**（こども政策課長　野口）**

それでは資料 3 の説明をさせていただきます。

先にお伝えしますと一つひとつ紹介しながら評価を報告するのは時間がかかりますし、まだこの計画自体 5 年間の 1 年目ということで、実際の効果検証は、3 年経過した令和 10 年度に行いたいと考えております。今日はこども計画に新規施策取組としてこんなものがあるというのをお伝えしたいと思います。

この計画には、全部でこういった取組が 238 掲載しております。

今回資料としてまとめましたのは、その中でも新規施策あるいは取組について、その内容と、令和 7 年度の実績と本年度の実情をまとめたものになります。

なかなか実際に進んでいる事業とまだ手がついていない事業がございますので、初年度の実績だけでは評価が難しい部分もありまして、また改めて 2 年後になりますが、評価の機会を設ける予定でございます。

皆さん一つずつ全てを覚えるのは難しいと思いますので、興味のある文面だとか、気になるところをこの資料からピックアップしていただければと思います。

簡単ではありますが、説明は以上となります。

**（会長　柴田委員）**

この資料は事前に見ていただいていることになっておりますが、特に事前の質問の提出はありませんでした。

新規ということで、かなり流動的な側面がある事業があるかと思いますけれども、今後の動向に守っていただくこととしたいと思います。

それでですね、すみません。

多少気になったところ、1 個だけ教えてください。

表の一番下なんですけど、児童虐待防止等のさらなる強化の事業の中で、表の一番下の親子関係の再構築支援の中で、これ多分事業化することになっていて、親子関係形成支援事業ということで隣の浜松市は始まっていて、私も実は相談に協力しているんですけれども、例えば名古屋市なんかもかなり積極的にやっています。事業名としての親子関係形成支援事業としての実施はまだされていないということでよろしいでしょうか。

**（こども未来課長　野原）**

親子関係形成支援事業としては今は実施はしておりませんが、発達支援の部門でペアレントプログラムを実施しておりますので、実際に子ども家庭センターで心配のご家庭にペアレントプログラムを紹介して受けていただいたという実績もあります。児童福祉部門の方では、こちらの発達支援のペアプロも親子関係形成事業の方とリンクして進めていけたらいいな、というふうに検討

をしているような状態です。

**（会長　柴田委員）**
はいわかりました。
ありがとうございます。
ペアレントプログラムは、かなり積極的にやっておりますので、取り入れていただくといいかなと思います。
それでは新規事業の項目、令和 7 年度の取り組み状況については確認されたということで、異議がないということでよろしいでしょうか。

**（会長　柴田委員）**
この資料についても事前質問の提出はありませんでした。
新規ということで流動的な面もある中での評価になっておりますので、今後の動向を見守っていくこととしたいと思いますがいかがでしょうか。
「新規項目の令和 7 年度の取組状況」については確認されたということでご異議ございませんか。

＜異議なし＞

ご異議はないようですので、確認できたものといたします。

**（会長　柴田委員）**
では、続きまして、
議題（3)、湖西市子ども・子育て会議運営要領の一部改正についてであります。資料 4 です。
この運営要領は会議を円滑に進めるための取り決めであり、条例第 8 条により会長が会議に諮って定めることになっています。
改正案は前もって委員の皆さんに提示させていただいてありますが、今一度、説明を事務局からお願いします。

**（こども政策課　鈴木）**
説明させていただきます。資料の 4 でございます。
資料 4 の真ん中の一番上に四角で囲って「新」と書いてあります。それが今回の改正後の要領であるというご理解でお願いします。
今回の改正の趣旨は、委員が会議に出席できない場合に委員の区分によって代理出席で対応できるような規定を整理させていただいたものでございます。
それが第 3 条でございます。
次に、他の法令等の規定により子ども・子育て会議の意見聴取が必要となる場合は、条例第 5 条の規定、これが会議開催の定足数、それから可否同数の場合の議決方法等の規定は適用せずに、また会議を招集することなく書面によっても意見聴取できるものとする改正でございます。これが第 4 条として追加されております。

第 4 条を追加したことで、以下の条文を繰り下げて 5 条、6 条、7 条となります。
それから様式ですね。傍聴の受付の様式なんですが、これまで右側の欄に「住所」を書いていただくような形になっておりましたが、個人情報の保護の観点から、居住地区または所属の記載にとどめるものとするものです。
説明は、以上です。

**（会長　柴田委員）**
はいありがとうございました。
改正の趣旨をご説明いただきましたが、今一度まとめますと、委員が会議に出席できない場合には、委員の区分によって代理出席で対応できる旨の規定を整理すること。
2 つ目、他の法令等の規定によって子ども・子育て会議の意見聴取が必要となる場合、条例第 5 条の規定、会議開催の定足数や可否同数の場合の議決方法の規定は適用されず、また会議を招集することなく、書面によっても意見聴取ができるものとする、ということが改正の趣旨でした。
改正案のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
異議がなければ、このまま改正としていただくこととしたいと思います。
改正案のとおりとしたいと思いますがいかがでしょうか。

＜異議なし＞

ご異議がないようですので改正することとします。

**（会長　柴田委員）**
それでは本日の議題の 1 から 3 については終了いたしました。
次に、市から報告事項があります。保育幼稚園課からお願いします。

**（保育幼稚園課長　水野）**
小規模保育事業所の閉園について報告させていただきます。
小規模保育事業所である「吉美風の子保育園」の閉園について、ご報告いたします。
吉美風の子保育園は、0 歳児から 2 歳児までを対象とする小規模保育事業所として運営されております。
今年度は、保育士の確保が困難となったことから、定員を 19 人から 12 人に縮小して運営しております。そのような中、運営事業所から、令和 9 年 3 月 31 日をもって事業を廃止したい旨の申請がありました。
閉園の理由としましては、出生数の減少に伴う入所率の低下や、入所時期が後ろ倒しとなる傾向などにより、今後、安定的に事業を継続していくことが難しいと判断されたものです。 10 月 1 日現在の入所人数は 10 名です。
閉園に伴い、現在利用している児童が、来年度も引き続き保育を受けられるよう、近隣の連携施設の園にて、受入枠を確保しております。合せて、保護者への情報提供など、円滑な転園に向けた対応を進めていただいております。

市としましては、保育の定員を十分確保できていない中での撤退は非常に苦しいところではありますが、必要な保育ニーズの受け皿を確保できるよう、引き続き対応してまいります。
以上、吉美風の子保育園の閉園についての報告となります。

**（会長　柴田委員）**
はいありがとうございました。
では全体終わりました。
ここで市の子ども関連事業全般について委員の皆さんせっかく今日ご出席いただいておりますので、何か気になっていること、全体の動向についてご意見、普段感じていらっしゃることがございましたら、ご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

＜委員からの意見は特になし＞

**（会長　柴田委員）**
それでは、今日はうちの大学の大学院生で見学をしている 2 名の者がおります。ぶっちゃけた話で、今日車で来る中で、学生として市の委員会では若い人がどんなことを考えているのかを聞きたいということで呼ばれていると思うので、普段本当に感じていることをちょっとしゃべってみて、というふうに言ってきてあります。
さらに、こんな事もあるよねという話もしばらく提示してきていますので、そのことについて少し二人に発言をしてもらいたいと思います。
よろしくお願いします。

**【学生発言要旨】**
〇多くの取組があって素晴らしいことだなと思うし、引き続きこのまま続けていってほしいと思った。
〇共働きじゃないとやっていけないという不安の中で、経済的な面での支援が大きいということを感じた。
〇家賃はどれくらいかかるかとか、水道代とか電気代とかいろいろどれくらいかかるかを知らない。知ろうともしていないっていうところもあるので、そういうところから始めていくことが必要だと思う。
〇子育てしていく過程で、「発達障害」とか「児童虐待」、学校の中だったら「不登校」とか、「いじめ」などの問題がある中で、それに加えて経済的な負担がかかるとなると、子どもを育てるという段階の前段階である子どもを産むという段階から大きなハードルがあると思ってしまう。
〇自分自身の能力がどこまであるかも分からないという不安がある。
〇パートナーが一緒に育児をしてくれるか、実際にやってみないと分からないという不安もある。
〇子育てに関する講座などが受けられないと、知識がなくて、育児をどうしていいか分からないといった不安があるので、色々な情報を持たなければいけないということを実感した。

**【学生の発言を受け】**

**（会長　柴田委員）**

ありがとうございました。

学生の意見を聞いて先生方とか市の方、何か聞いておきたいことがありましたらご発言いただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

**（河田委員）**

最近の傾向としては、お父さんが育休を取って、1 年とかじゃなくても短くても取って本当に協力してくださるお父さんがいる。社会は変わっていると思います。企業も変わってきているし、という中で子育ては本当に（育休が）なかった時代に比べると、子育てしやすい環境、理解のあるお父さん、めちゃめちゃ優しいお父さんいっぱいおりますので、本当にそこら辺の印象は、また働いていく中で子育てできるんだって思えると思うので、ぜひぜひ本当に子どもって愛しい、実際できてみると本当に自分の分身のように、自分の分身よりも大事な感覚に襲われると思います。それはとてもかけがえのない気持ちになると思いますので、ぜひぜひこれからいろんな体験してもらいたい。

本当にいい意見ばかりで勉強になりました。

ありがとうございます以上です。

**（会長　柴田委員）**

ありがとうございました。

今、園長先生（河田委員）がおっしゃったような子どもの本当のプラスの面、可愛いなという側面を、まだ結婚する前とかですと感じられないという段階で少し距離があるのかなと思いますけど、そこにいかにうまく近づいてほしいなと思いました。

一つ、育休だけについて言えば、育休取得率、今年も 50%を超えたんですね。5 割の人が取る時代になってすごいなと思って私この分野で最初の頃に 0.03%の親父が取らないと言っていたのが長かったんですけど、50%を超えました。

ただ残念ながら、取っている人の育休の期間を見ると、7 割の人が 45 日以下なんですね。

だから最初の 1 か月半は取ってくれるけど、じゃあその期間何ができるかというと、いないより、いてくれたほうが助けになることは確かにあるでしょうけれども、実は「取るだけ育休」という言葉があって、育休取るだけで何もできないお父ちゃんが家でゴロゴロしているという余計邪魔なんで、かえってお母さんの精神状態が悪くなるという例もなくはないんですね。

だから、育休を取る人が何をやるべきかみたいな、育休の標準教科書的なものが出回るといいなと思っております。

今後のお父さんとお母さんと協力対策を期待したいところだと思います。

いかがでしょうか、他にご意見ございますでしょうか。

はいどうぞ。

**（学生）**

資料 3 の中で、ペアレントプログラムを受けた実績があって、受けにくる実績があってすごい現

実に前向きな方がいらっしゃることはいいことだなと思ったんですけど、まずここに示される方はいいんですけど、本来こういうものを必要としている人とか問題意識が低い人とかに対してのアプローチ、来ていない人に対するアプローチとかはどういった考え、どういった施策が求められていたりしますか。

**（こども未来課長　野原）**
ご質問ありがとうございます。
おっしゃる通りで、本当にこういうことを受けに来る方も、すでに意識の高い人だなと思っています。
先ほど申し上げましたように、今こちらでやっているペアレントプログラムは、お子さんの発達が気になるという方を中心にやっているものでして、お母さんが気になるもんだから「どうしよう、でも病院行くほどでもないしな」という方が、お母さんの関わり方を学ぶといいよ、というものをさせてもらっています。先ほど言った児童虐待分野というか家庭相談の方でとても心配なお宅があって子どもの発達だけじゃなくて、いろいろな面で心配があるときに、お母さんにこういうものもありますよって紹介したときに受けてくださった方は、お子さんが発達も気になるけれども、お母さんのメンタルもちょっと弱っていて、そういう方がこれを参加することによって少し気が楽になったよっていう方でした。
ただ、ここまで結びつく方は本当に少なくて、そうじゃない何か困りごとを抱えている方っていうのはプログラムに参加する以前にまず相談にもつながるのもハードルがあるんですけど、まず母子保健の方でたくさんのお母さんたちに関わる中で、ちょっと心配だなという方を保健師の方で見つけて、それを家庭児童相談室とも協力しながら、少しでも何か助けになるものをということで考えて、うまくいけばペアレントプログラムにつながるというような感じになっています。

**（会長　柴田委員）**
ありがとうございました。
来てくれない人の方が本当に困るという話はずっと行政の中でおよそされる話ですけど、その一つとしてはこちらから研修を届けに行くアウトリーチという考え方がありまして、実は過去に県の事業でヤマハ発動機さんとか育休取得についての講座を私とかうちの学生とかで出かけて行って話をするという講座をやったことがございます。
今、大きな企業もやっぱり子育てがうまくいかない人で家庭が揉めているようじゃ、やっぱり仕事もうまくできないでしょうということで、小さいうちこそ夫婦の協力体制を取りましょうという人事研修なんか大部やる企業も出てきているように聞いています。
民間企業の方がいらっしゃいますので、トヨタバッテリーさんの中で育休取得についてはどうなんでしょうか、取得状況がもし分かっていらっしゃったら教えていただけたらと思いますが。

**（古田委員）**
私の周囲の方に関してなんですけれども、やはり昔より男性の方で育休を積極的に取る方も増えています。
先ほども先生がおっしゃられたように、育休は取るけれど 3 週間とか 1 か月程度で復帰しますと

いう方がやはり多いようには感じています。
意識の高い方ですと連続して取得できる社内の有給休暇取得制度を活用して、それを複数回に分けて取ることで子育てのフォローに充てている方もいるようです。そういう方であれば、会社でも後の自分自身のキャリアに関してもまだ考えられる手段かなとは個人的には感じております。

**（会長　柴田委員）**
はい、ありがとうございました。
なかなか職場の状況によってはまだまだ取りづらいところが多いと思いますので、その辺が体制的に整っていくような時代になるといいなと考えております。
はい、ありがとうございました。ほかにはいかがですか、何かご意見とかご質問ありましたら。よろしいでしょうか。
では、議事、意見交換等、これで終わらせていただきます。進行をお返しします。
ありがとうございました。

**（こども政策課長　野口）**
委員の皆様、ありがとうございました。
ご承認いただきました実績に対する皆様のご意見、若者の意見・感想も参考にしながら、「こども計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」に基づいた事業を進めていきたいと思います。皆様には引き続きご協力をお願いいたします。
次に、次第５の「事務連絡」です。事務局よりご説明いたします。

**（こども政策課　鈴木）**
事務連絡です。
1 点目は、次回の会議についてです。
2 月中旬以降、年度内の開催を予定しています。
今回の調整と同様、事務局で候補日を絞り、その候補日の中で調整させていただきますので、その際はご協力をお願いいたします。
2 点目は、委員報酬のお支払いについてです。
本日の委員報酬につきましては、提出書類に基づいて登録させていただきました口座にお振り込みさせていただくことになります。
委員報酬について、個別の対応をご希望の方は会議終了後に事務局までお申し出ください。
以上です。

**（こども政策課長　野口）**
本日の会議の内容は以上となります。
以上をもちまして、令和８年度第１回湖西市子ども・子育て会議を閉会します。
本日はありがとうございました。

15：10　了